

指定障害福祉サービス（居宅介護）事業所 ヘルパーステーションかわしま運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人玄真堂（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーションかわしま（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、事業対象となる利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号、以下「法」という。）及び「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分県条例第62号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヘルパーステーションかわしま
- （2）所在地 大分県中津市大字下池永93番地13

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤、サービス提供責任者を兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1名

介護福祉士1名（常勤 管理者を兼務）

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- （3）従業者 8名

介護福祉士、介護職員実務者研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級又は2級課程修了者、

介護職員初任者研修課程修了者、看護師、准看護師等の資格を有する者で、常勤換算方法で 2.5 名以上（内 1 名 サービス提供責任者と兼務）

従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 月曜日から金曜日は9時から18時まで、土曜日は9時から13時までとする。
- （3）サービス提供日 祝日を含む月曜日から土曜日までとする。
- （4）サービス提供時間 月曜日から金曜日は8時から18時まで、土曜日は8時から16時までとする。
- （5）連絡体制 電話により営業時間外もサービス提供時間内は連絡が可能な体制とする。

（居宅介護を提供する主たる対象者）

第 6 条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）障害児（児童福祉法に定める障害児）
- （4）精神障害者
- （5）難病等対象者

（居宅介護の内容）

第 7 条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画の作成
- （2）身体介護
入浴、排せつ及び食事等の介護、通院介助（身体介護を伴うもの）
- （3）家事援助
調理、洗濯及び掃除等の家事援助、通院介助（身体介護を伴わないもの）
- （4）前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）

第 8 条 指定居宅介護を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護を行う場合は、別に事業所の定める金額を徴収するものとする。

4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、中津市・宇佐市・築上郡・豊前市の事業所から半径10キロメートル以内の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講じると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために虐待防止検討委員会の設置、虐待の防止のための指針の整備等の必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業者は指定居宅介護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化のために、指針の整備、委員会の設置、従事者に対する研修の実施、その他身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じるものとする。

(事業継続)

第13条 事業者は、事業継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修や訓練等を実施する。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

2 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のために、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等の実施等、その他必要な措置を講じるものとする。

(意思決定支援)

第15条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえ、利用者の意思を尊重したサービスの提供を行うものとする。

2 サービス担当者会議及び個別支援会議については、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き利用者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 1ヶ月に1度程度

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は他の障害サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業者は、利用者に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 ハラスメント対策としてその防止に努め、発生した場合には適切な措置を講じる。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程を、平成24年11月9日から改定する。

この規程を、平成24年11月16日から改定する。

この規程を、平成25年1月29日から改定する。

この規程を、平成25年4月1日から改定する。

この規程を、平成25年8月1日から改定する。

この規程を、平成25年8月8日から改定する。

この規程を、平成26年4月1日から改定する。

この規程を、平成27年3月16日から改定する。

この規程を、平成27年11月16日から改定する。

この規程を、平成28年6月1日から改定する。

この規程を、平成28年9月1日から改定する。
この規程を、平成29年9月7日から改定する。
この規程を、平成31年1月21日から改定する。
この規程を、令和1年10月1日から改定する。
この規程を、令和2年5月16日から改定する。
この規程を、令和2年9月3日から改定する。
この規程を、令和3年4月1日から改定する。
この規程を、令和4年6月10日から改定する。
この規程を、令和5年4月1日から改定する。
この規程を、令和6年2月16日から改定する。
この規程を、令和6年6月1日から改定する。